○国土交通省令第三十号

関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

国土交通大臣　北側　一雄

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第一条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三号中「（沖縄総合事務局陸運事務所の支所（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第二項に規定する事務所の支所をいう。）を含む。以下同じ。）」を削る。

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第二条　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、第九号様式及び第十一号様式中「海運事務所長」を「運輸事務所長」に改める。

第十三号様式中「同宮古海運事務所長」を「同宮古運輸事務所長」に、「同八重山海運事務所長」を「同八重山運輸事務所長」に改める。

第十四号様式中「海運事務所長」を「運輸事務所長」に改める。

（特殊貨物船舶運送規則の一部改正）

第三条　特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第五号様式、第六号様式、第八号様式及び第十号様式中「海運事務所長」を「運輸事務所長」に改める。

（道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則（昭和三十九年運輸省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「（沖縄総合事務局陸運事務所の支所（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第二項に規定する事務所の支所をいう。）を含む。以下同じ。）」を削る。

別表沖縄総合事務局陸運事務所、宮古支所及び八重山支所の項中「宮古支所及び八重山支所」を「宮古運輸事務所及び八重山運輸事務所」に改める。

（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第五条　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年運輸省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「（沖縄総合事務局陸運事務所の支所（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第二項に規定する事務所の支所をいう。）を含む。以下同じ。）」を削る。

別表第二沖縄総合事務局陸運事務所、宮古支所及び八重山支所の項中「宮古支所及び八重山支所」を「宮古運輸事務所及び八重山運輸事務所」に改める。

（自動車登録規則の一部改正）

第六条　自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「（沖縄総合事務局陸運事務所の支所（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第二項に規定する事務所の支所をいう。）を含む。以下同じ。）」を削る。

別表第一沖縄総合事務局陸運事務所、宮古支所及び八重山支所の項中「宮古支所及び八重山支所」を「宮古運輸事務所及び八重山運輸事務所」に改める。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一号の十四様式中「海運事務所長」を「運輸事務所長」に改める。

第七号の二様式中「海運事務所長」を「運輸事務所長」に改める。

（船舶のトン数の測度に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和五十六年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改める。

第一号様式から第七号様式まで中「海運事務所長」を「運輸事務所長」に改める。

第八号様式中「海運事務所長」を「運輸事務所長」に改める。

（海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染検査対象設備の検査等に関する規則）

第九条　海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染検査対象設備の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改める。

第一号の三様式、第九号様式、第十一号様式から第十二号の四様式まで及び第十八号様式中「海運事務所長」を「運輸事務所長」に改める。

（海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則の一部改正）

第十条　海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改める。

第七号様式中「海運事務所長」を「運輸事務所長」に改める。

（小型船舶登録規則の一部改正）

第十一条　小型船舶登録規則（平成十四年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十号様式から第二十六号様式まで中「沖縄総合事務局海運事務所長」を「沖縄総合事務局運輸事務所長」に改める。

（国際航海船舶及び国際港湾設備の保安の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条　国際航海船舶及び国際港湾設備の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七号様式、第九号様式、第十四号様式及び第十六号様式中「沖縄総合事務局海運事務所長」を「沖縄総合事務局運輸事務所長」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

○国土交通省環境省令第二号

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第十五条の三第六号の規定に基づき、下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

国土交通大臣　北側　一雄

環境大臣　小池百合子

下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令

下水の処理開始の公示事項等に関する省令（昭和四十二年厚生省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「以上下水道」の下に「の維持管理」を加え、同条第四号中「下水道」の下に「の維持管理」を加え、同条第五号中「下水道」の下に「の維持管理」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　二年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者で国土交通大臣及び環境大臣が指定した試験に合格したもの

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○公正取引委員会告示第六号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三条の規定に基づき、医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業における景品類の提供に関する事項の制限（平成九年公正取引委員会告示第五十四号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三十一日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

備考第三項を次のように改める。

この告示で「衛生検査」とは、人体から排出され、又は採取された検体について行う臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条に規定する検査をいう。

附　則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。